

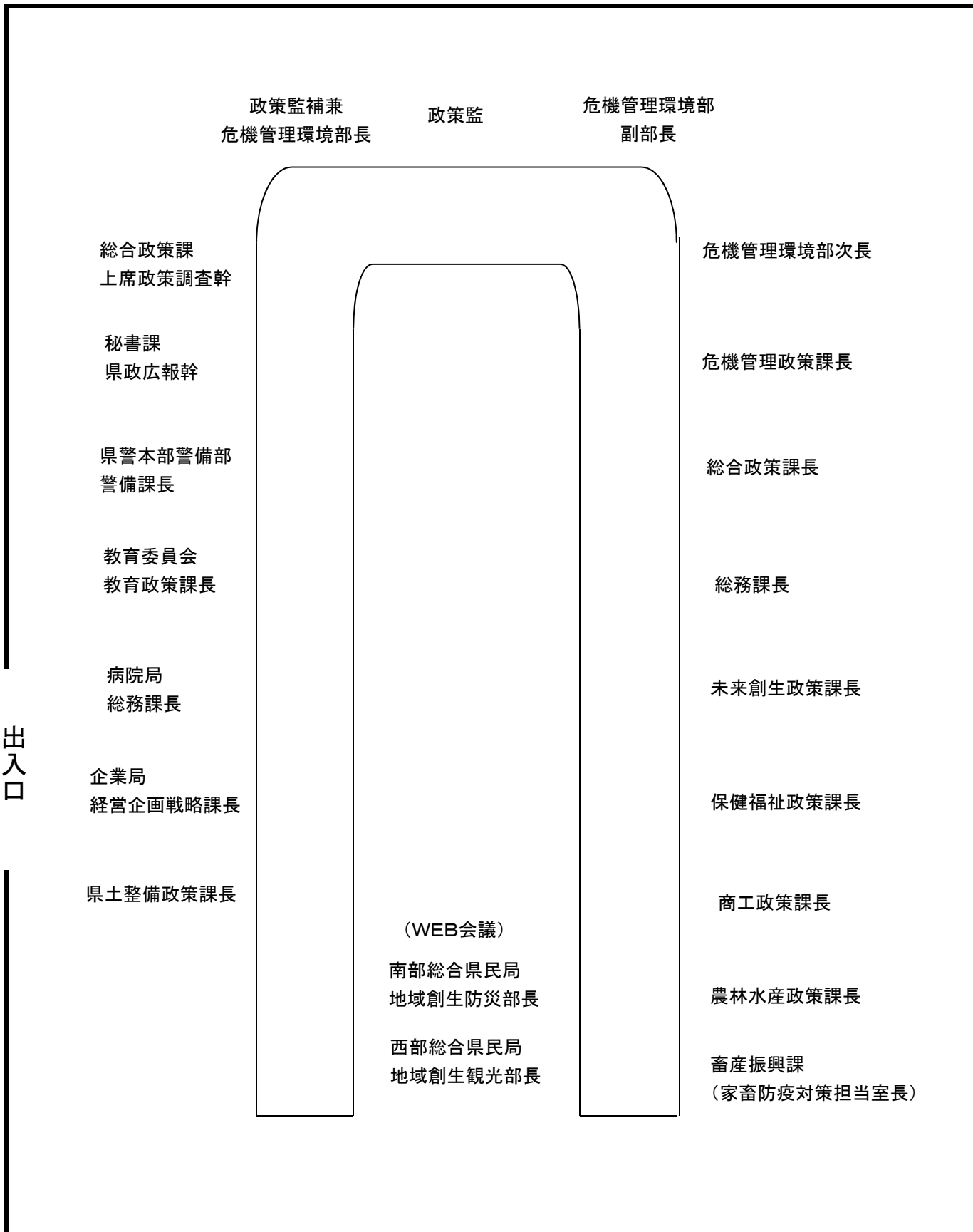
危機管理会議

日 時：令和4年4月1日（金）16時00分から
場 所：県庁3階 特別会議室

協議事項

- 新体制における危機管理体制の確保について

危機管理会議 配席図



危機管理会議の活動について

1 危機管理会議の概要

(1) 設置根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」（資料2参照）

(2) 目的

県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に対処するため、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守ることを目的（要綱第1条）。

(3) 設置年月日

平成16年6月8日

(4) 構成員

要綱第4条参照

(5) 開催実績（令和3年度）

資料3「令和3年度 危機管理会議等開催実績」のとおり。

2 危機事象発生に備えた取組について

(1) 新型インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 海外において新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生期）には、政府に対策本部が設置されるとともに、本県も知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を自動設置し、県行動計画に沿った対応を実施する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」平成30年3月16日改正
- 平成25年4月13日
施行

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 「県内の養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を自動設置する。
- ・ 「野鳥」や「県外養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、必要に応じ、「危機管理会議」「危機管理連絡会議」を招集する。

イ 職員の動員について

- ・ 県内養鶏農家で発生した場合に、防疫措置等に必要となる人員を確保するため、全庁的に職員を動員する。
 - ・ 動員名簿は、毎年度更新している。
- ※ なお、この動員名簿は、高病原性鳥インフルエンザ対策以外の危機事象発生時に、緊急に動員が必要となった場合においても活用することがある（例：口蹄疫発生時など）。

(3) 原子力災害対策について

ア 発生に備えた取組について

- ・ 「原子力発電所災害対応方針」の策定・公表（H23.3.28 策定。H23.7.8 改定）
- ・ 平成25年10月、「徳島県地域防災計画」大規模事故等災害対策編に「原子力災害対策」を盛り込んだ。
- ・ 原子力災害に対しては、同計画を踏まえ、一定レベル以上の被害が発生した場合には、「危機管理会議」「災害対策本部」等により対応する。

(4) 大規模自然災害に備えた取組について

ア 発生時の体制

- ・ 南海トラフ巨大地震等が発生するなど、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等には、『徳島県災害対策本部運営規程』に基づき、「災害対策本部」（知事を本部長とし、各部局長等を本部員とする）を自動設置する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 平成29年3月、「徳島県業務継続計画（県庁BCP）」を改訂し、あらゆる災害危機事象に対応するものへ見直しを行ったところであり、全職員への周知に努めるとともに、研修やミニ訓練を通じて、実践力の向上に努める。
- ・ 災害発生に備えた「民間事業者等との相互応援協定」について、各部局において、担当者の引き継ぎや、締結先への連絡等の確認を行う。

(5) 県人の安否確認について

県外（海外を含む）における、大規模災害・事故が発生した際には、各部局と連携し、県人の安否確認等を実施している。

〈各部局における業務内容（例）〉

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ・ 政策創造部 | 県人会を通じた被災の照会 |
| ・ 経営戦略部 | 派遣職員の安否確認 |
| ・ 商工労働観光部 | 進出企業への影響の確認
旅行者への影響の確認 |
| ・ 農林水産部 | 漁船への影響の確認 |
| ・ 教育委員会 | 日本人学校、修学旅行の影響の確認 など |

3 会議の招集について

- 危機管理会議を招集する場合には、別途定める「令和4年度緊急連絡網」の職員に連絡する（24時間）。
- 連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。
- 緊急連絡先となっている職員は、携帯電話を常に携帯すること。
- 危機事象は、いつ何時発生するかわからない。今後、緊急に危機管理会議を開催することも考えられる。確実に到達確認をしていただきたい。

徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に備え、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守るため、危機管理を統括する政策監の下に「徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 危機管理会議は、前条の目的を達成するため、全庁における危機管理体制の強化を目指して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築
- (2) 危機管理対処指針の策定及び見直し
- (3) 危機管理意識の向上に係る研修や啓発
- (4) 危機事象発生時における助言・支援等

(危機管理主任者)

第3条 危機管理における庁内体制の整備を図るため、各部局に危機管理を統括する危機管理主任者を置く。

- 2 危機管理主任者は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 危機管理会議は、常設の組織とする。

- 2 危機管理会議は、危機管理を統括する政策監が主管する。
- 3 危機管理会議は、**政策監補兼**危機管理環境部長、各部局の危機管理主任者及び別表2に掲げる者をもって構成する。
- 4 危機管理会議の座長は、**政策監補兼**危機管理環境部長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、主管又は座長が招集する。

2 主管又は座長が必要と認めたときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理連絡会議)

第6条 危機管理会議で決定された事項等についての事務調整や、危機管理会議での協議事項の事前調整など、危機事象対応のための全庁的な事務調整や複数の部局間調整等を迅速かつ円滑に行うため、危機管理会議に危機管理連絡会議を置く。

2 危機管理連絡会議は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 危機管理連絡会議は、危機管理環境部副部長が主宰する。

4 危機管理連絡会議は、危機管理環境部副部長又は危機管理政策課長が招集する。

5 危機管理環境部副部長又は危機管理政策課長が必要と認めたときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 危機管理会議の事務局は、危機管理環境部危機管理政策課におく。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理環境部	危機管理政策課長
政策創造部	総合政策課長
経営戦略部	総務課長
未来創生文化部	未来創生政策課
保健福祉部	保健福祉政策課長
商工労働観光部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企業局	経営企画戦略課長
病院局	総務課長
教育委員会	教育政策課長
南部総合県民局	地域創生防災部長
西部総合県民局	地域創生観光部長

別表 2 (第 4 条関係)

危機管理環境部副部長
危機管理環境部次長 (危機事象担当)
警察本部警備部警備課長
総合政策課上席政策調査幹
県政広報幹

別表3（第6条関係）

危機管理環境部	副部長 次長（危機事象担当） 危機管理政策課長 危機管理政策課副課長
政策創造部	総合政策課副課長
経営戦略部	総務課副課長
未来創生文化部	未来創生政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
商工労働観光部	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	経営企画戦略課副課長
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育政策課副課長
南部総合県民局	地域創生防災部次長
西部総合県民局	地域創生観光部次長
警察本部警備部	警備課災害対策官

徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の生命や財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する組織である徳島県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第2条 知事は、前条に定める危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する必要があると認めるときは、対策本部を設置することができる。

(所管事項)

第3条 対策本部は次の事項を所管する。

- (1) 危機事象に関する情報収集及び分析
- (2) 危機事象に対する応急対策の決定及び実施
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 県民に対する情報提供
- (5) その他危機事象に対応するための重要事項

(組織)

第4条 対策本部長は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 対策副本部長は、政策監、副知事及び警察本部長をもって充て、対策本部長を助け、対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部員は、別表に掲げる者をもって充て、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に所属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長が指名する対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理本部)

第6条 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理本部を置くことができる。

(対策本部会議)

第7条 対策本部会議は、対策本部長が招集する。

2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 対策本部長が必要と認めるときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、危機管理環境部とする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他の必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

対策本部員 **政策監補兼**危機管理環境部長

〃 政策創造部長

〃 経営戦略部長

〃 未来創生文化部長

〃 保健福祉部長

〃 商工労働観光部長

〃 農林水産部長

〃 県土整備部長

〃 企業局長

〃 病院局長

〃 教育長

〃 南部総合県民局長

〃 西部総合県民局長

〃 会計管理者

令和3年度 危機管理会議等開催実績

資料3

	日付	議題	
1	R3. 4. 1	○	・新体制による危機管理連絡体制の確保について（メール開催）
2	R3. 4. 28	○	・危機管理会議（大型連休（GW）の危機管理体制の確保）
3	R3. 6. 27	○	・県内「SFTS」の発生について（海陽町）
4	R3. 7. 31	◎	・兵庫県（淡路市）における野生猪の豚熱発生（CSF）
5	R3. 8. 6	◎	・「豚熱」ワクチン接種に向けた対応等について
6	R3. 11. 9	○	・鳥インフルエンザ 秋田県 陽性「国内1例目」
7	R3. 11. 17	○	・鳥インフルエンザ 兵庫県 陽性「国内4例目」
8	R3. 12. 24	◎	・年末の危機管理体制について
9	R4. 1. 4	○	・近隣県（愛媛県）における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（「国内11例目」「国内12例目」）

☆＝危機対策本部会議（重大な危機事象発生時に知事を本部長として設置。各部局長で構成。）

◎＝危機管理会議（政策監が主宰し、各部局の主管課長で構成。）

○＝危機管理連絡会議（危機管理会議の下部組織。危機管理環境部副部長が主宰し、各部局の主管課副課長で構成。）

◎ 危機管理会議 3回

○ 危機管理連絡会議 6回

新型コロナウイルス感染症関連 会議概要

資料4

	開催日	議題	備考
危機管理連絡会議			
第1回	令和2年1月8日	中国における非定型肺炎の集団発生について	
第2回	1月16日	国内1例目の感染者の発生(神奈川県)について	
第3回	1月24日	国内2例目の感染者の発生(中国からの旅行者)について 県施設での消毒液・マスク配置、春節を控え観光施設への啓発など	
第4回	1月28日	指定感染症の指定を受けた対応、相談窓口の設置など	
危機管理会議			
第1回	1月30日	24時間体制へ相談窓口強化、手洗いなど予防対策の徹底など	
第2回	2月14日	「危機管理警戒本部」へ体制強化 政府の緊急対応策決定(2/13)を踏まえた対策強化 危機管理調整費を活用した検査体制の強化など	
危機管理対策本部会議			
第1回	2月25日	県内での感染者発生について 「危機管理対策本部」へ体制強化 県民への情報提供、県主催イベントの中止・縮小の検討、テレワークの拡大、入院医療提供体制の整備など	県内1例目
第2回	3月2日	国の緊急対応策－第2弾－(3/10日処)を踏まえた対応 緊急提言に向けた対応など	
第3回	3月9日	県内ニーズの聞き取り調査結果の報告及びその対応 補正予算の計上など	
第4回	3月20日	政府専門家会議(3/19)の見解を踏まえた国の方針及び県の対応方針など	
新型コロナウイルス感染症対策本部会議			
第1回	3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基く「徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置について	
第2回	3月29日	徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「徳島県対応方針」について	
第3回	3月31日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内2, 3例目
第4回	4月3日	政府専門家会議(4/1)の見解を踏まえ、「4/8から県立学校の再開」並びに「イベント開催の方針」	
第5回	4月8日	緊急事態宣言を受けた本件の対応について 徳島県対応方針(変更)について	緊急事態宣言発出
第6回	4月11日	政府「基本的対処方針」及び、「徳島県対応方針」の変更について	

第7回	4月17日	政府「基本的対処方針」及び、「徳島県対処方針」の変更について	特定都道府県に指定
第8回	4月21日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内4例目
第9回	4月21日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内5例目
第10回	4月24日	大型連休中の「事業者・県民」へのお願いについて	
		PCR検査態勢の強化について	
		医療従事者等に対する人権への配慮など	
第11回	4月28日	DV被害者支援及び児童虐待の防止強化について	
		オンライン教育の推進について	
		大型連休中のまん延防止対策など	
第12回	5月1日	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言」について	
		新型コロナウイルス感染症対策に係る県外車両の流入調査	
		学校の臨時休業について	
第13回	5月4日	政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について	緊急事態宣言の延長
		「徳島県対処方針」の変更について	
第14回	5月7日	これまでの県の取組みについて	
第15回	5月14日	政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について	本県の緊急事態宣言解除
		「徳島県対処方針」の変更について	
		学校の再開について	
第16回	5月21日	政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について	
		「徳島県対処方針」の変更について	
第17回	5月25日	政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について	
		「徳島県対処方針」の変更について	

第18回	5月29日	とくしまアラート発動基準について	全国の 緊急事態宣言解除
		体制整備のためのチェックリスト	
第19回	6月18日	感染拡大防止に係る各種要請の段階的緩和について	
第20回	6月26日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内6例目
第21回	7月7日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内7～9例目
第22回	7月9日	7～9例目の経過報告について	
		「とくしまアラート」の運用等について	
第23回	7月10日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内10例目
第24回	7月25日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内11例目
第25回	7月27日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	県内13～16例目
第26回	7月29日	感染拡大を受けた今後の対応について	感染観察・注意
第27回	8月5日	感染拡大を受けた今後の対応について	感染拡大・注意
第28回	8月9日	感染状況を踏まえた今後の対応について	
第29回	8月14日	クラスターの発生を踏まえた今後の対応について	
第30回	8月20日	感染状況を踏まえた今後の対応について	感染拡大注意・漸増
		「とくしまアラート」の改定について	
第31回	8月24日	感染状況を踏まえた今後の対応について	
第32回	8月28日	新型コロナウイルス感染症患者(県職員)の発生について	
第33回	9月11日	とくしまアラートの移行について	感染観察強化
第34回	9月18日	とくしまアラートの解除について	アラート解除
第35回	10月17日	新型コロナウイルス感染症患者の発生について	
第36回	11月5日	年末年始に向けた感染防止対策について	
第37回	12月20日	年末年始の対応について	
第38回	令和3年1月7日	政府の「緊急事態宣言」、「基本的対処方針」の変更について	緊急事態宣言発出 4都府県
		緊急事態宣言を受けた本県の対応について	
第39回	1月13日	緊急事態宣言の対象地域拡大に係る本県の対応について	宣言拡大 (11都府県)
第40回	2月2日	緊急事態宣言の延長に係る本県の対応について	宣言延長 (10都府県)
第41回	2月12日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の改正に係る対応について	
第42回	2月26日	緊急事態宣言の一部解除に係る本県の対応について	宣言一部解除 (宣言地域:1都3県)
第43回	3月18日	緊急事態宣言の解除に係る本県の対応について	宣言解除

第44回	4月7日	「とくしまアラート」を含む感染防止対策について	感染観察・注意
第45回	4月12日	「とくしまアラート」を含む感染防止対策について	感染拡大注意・漸増
第46回	4月20日	「とくしまアラート」の改定について	感染拡大注意・急増
		「とくしまアラート」を含む感染防止対策について	
第47回	4月24日	「緊急事態宣言」等に係る本県の対応について	緊急事態宣言発出(4都府県) まん延防止等重点措置 検討指示
第48回	4月27日	大型連休(GW)に備えた対応について	
第49回	4月30日	感染状況を踏まえた対応について	
第50回	5月2日	飲食店における営業時間短縮要請等の取り扱いについて	時短要請延長(5/11まで)
第51回	5月4日	感染状況を踏まえた対応について	まん防要請
第52回	5月7日	「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について	宣言延長(6都府県) まん防見送り 時短要請延長(5/31まで)
第53回	5月28日	「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について	宣言延長(10都府県) 時短要請終了(5/31)
第54回	6月2日	「とくしまアラート」について	感染観察・強化
第55回	6月17日	「緊急事態宣言」の解除等を踏まえた本県の対応について	宣言一部解除 (宣言地域:1県)
第56回	6月24日	「とくしまアラート」について	アラート解除
第57回	7月11日	「緊急事態宣言」の再発出を踏まえた本県の対応について	感染観察・注意 宣言拡大(1都1県)
第58回	7月16日	「とくしまアラート」について	感染観察・強化 宣言拡大(2都県)
第59回	7月21日	「とくしまアラート」について	感染拡大注意・漸増
第60回	7月31日	「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について	宣言拡大 (6都府県)
第61回	8月17日	「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について	感染拡大注意・急増 宣言拡大(13都府県) 宣言延長
第62回	8月19日	「とくしまアラート」について	特定警戒
第63回	8月25日	「緊急事態宣言」等を踏まえた本県の対応について	宣言拡大(21都道府県)
第64回	9月9日	「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について	宣言(19都道府県)
第65回	9月19日	とくしまアラート等について	「感染拡大注意・急増」へ引き下げ 営業時間短縮要請の一部緩和
第66回	9月26日	とくしまアラートについて	「感染拡大注意・漸増」へ引き下げ
第67回	9月28日	緊急事態宣言の解除等を踏まえた本県の対応について	時短要請終了(9/30)

第68回	10月13日	とくしまアラートについて	アラート解除
第69回	11月21日	政府「基本的対処方針」の変更に伴う本県の対応について	
第70回	12月16日	とくしまアラートの改定等について	
第71回	令和4年1月5日	「オミクロン株」陽性者の確認及び本県の対応について	
第72回	1月8日	とくしまアラート等について	感染観察
第73回	1月19日	とくしまアラート等について	感染警戒・前期
第74回	2月10日	とくしまアラート等について	感染警戒・後期
第75回	3月22日	とくしまアラート等について	感染警戒・前期
第76回	3月28日	とくしまアラート等について	感染観察

危機管理調整費について

1 目的

危機管理調整費は、危機事象が発生した際に、迅速な応急対策の実施に際して、緊急に必要なとなる経費に充当するために平成18年度に設置。

2 予算額（前年度からの繰越額）

・H18 - 19	20,000千円	
・H20 - 31	10,000千円	
・R1	1,010,000千円	
・R2	4,063,547千円	
・R3	7,537,000千円	(1,000,000千円)
・R4	1,020,000千円	(1,000,000千円)

3 執行手続

- ① 年度当初予算において、危機管理調整費を危機管理環境部に配当。
- ② 危機事象が発生した際には、危機管理会議において、応急対策に緊急に必要なとなる経費について協議（※財政課との執行協議も必要）。
- ③ 政策監は、危機管理会議の意見を参考にして、危機管理調整費からの支出を決定。
- ④ 応急対策を実施する部局は、危機管理環境部から予算の配当替えを受け、迅速に応急対策を実施。

4 活用実績

年度	執行額（決算）	事業内容
26	8,500 千円	エボラ出血熱対策 ・検査機器、防護服等の資機材 鳥インフルエンザ対策 ・消石灰 1,700 袋（全体 7,000 袋）
27	533 千円	ネパール地震支援 ・血圧計 30 台、聴診器 30 台ほか
28	6,940 千円	鳥インフルエンザ対策 ・消石灰 7,000 袋
29	5,879 千円	生物化学兵器による災害用防護装備 ・防護服 500 着、呼吸保護具 30 個ほか
30	1,343 千円	豚コレラ、アフリカ豚コレラウイルス侵入防止用 車両消毒マット8セット、消毒薬 210ℓ購入
R1	188,058 千円	新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費 消毒液、マスク等 令和元年度地域子育て総合支援交付金等 ほか
R2 (現年) (明許) 合計	1,994,977 千円 759,295 千円 2,754,272 千円	新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費 ・新しい生活様式発信事業 ・WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業 ほか
R3 (現年) (明許) 合計	4,391,449 千円 1,799,034 千円 6,190,483 千円	新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費 ・飲食店に対する営業時間短縮要請協力金 ・徳島県事業継続応援金 家畜伝染病に係る危機管理調整費 ・豚熱ワクチン接種 ・鳥インフルエンザ対策（消石灰） ほか

新型コロナウイルス感染症対応に係る
 危機管理調整費の執行状況（見込み）について

令和2年度	2月補正予算計上分	(1,000百万円)
令和3年度	2号補正予算計上分	(4,000百万円)
令和3年度	6月補正予算計上分	(1,000百万円)
令和3年度	11月補正予算計上分	(520百万円)
令和3年度	2月補正予算(案)計上分	(997百万円)

○危機管理環境部

帰省前PCR検査受検支援事業 （県外在住者が本県に帰省する前のPCR検査受検の支援に要する経費）	(10百万円)
「徳島プレミアム生活衛生クーポン」発行事業 （生活衛生関連事業の利用促進クーポンの発行に要する経費）	(192百万円)
飲食店に対する営業時間短縮要請協力金 第4期分 （飲食店の営業時間短縮要請に伴う協力金の支給に要する当面の経費）	(400百万円)

○未来創生文化部

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） （低所得のひとり親世帯に対し生活支援を行う給付金に要する経費）	(144百万円)
--	----------

○保健福祉部

臨時医療施設の整備 （感染拡大時における医療提供体制強化のための臨時医療施設の整備に要する経費）	(367百万円)
---	----------

○商工労働観光部

「もっと！とくしま応援割」事業 （利用実績の超過及び一時停止によるキャンセル料支援に要する経費）	(222百万円)
「みんなで！とくしま応援割」事業 （県内観光需要の早期回復につなげるための宿泊助成に要する経費）	(185百万円)
新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業 （「新型コロナウイルス感染症対応資金」に係る利子補給及び保証料補助に要する経費）	(247百万円)
徳島県事業継続応援金 （経営に大きな影響を受けている中小・小規模事業者の事業継続支援に要する経費）	(750百万円)

○危機管理環境部、商工労働観光部

飲食店に対する営業時間短縮要請協力金 第1期、第2期分 （飲食店の営業時間短縮要請に伴う協力金の支給に要する経費）	(4,000百万円)
徳島県飲食関連事業者一時支援金 （営業時間短縮要請に協力した飲食店と取引がある事業者等に支給する一時支援金に要する経費）	(内 561百万円)

計 6,517百万円

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部
R4.4.1

情報		感染観察	感染観察(強化)	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時(対応レベル1) ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離(対応レベル2) ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所での陽性(対応レベル2) ※家きんで発生した場合は「対応レベル3」 ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ・糞便調査(検査検体数の増加)	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ※県内の単一箇所での陽性の場合には「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定
	家きん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生(韓国・ロシア極東)	国内で発生	近隣県で発生(四国、兵庫、大阪、和歌山:7府県)	近隣県で発生(複数地域・短期間続発)
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼(家伝費措置)	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導(リスク分析に基づく巡回指導) ・養鶏関係者への情報提供(海外発生状況など) ・死亡羽数の報告徴求(月1回)(法第52条第1項)	・飼養衛生管理の巡回指導強化(高リスク養鶏場の重点指導) ・消毒要請(消石灰散布) ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令(法第9条)と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令(法第9条)と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求(週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求(制限区域内農場:毎日、その他:週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒(定期) ・殺鼠剤散布(定期) ・県に対し死亡羽数を報告(月1回) ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化(特に重点7項目) ・石灰消毒強化(3週間に1回以上) ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告(週1回) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化(2週間に1回以上) ・県に対し死亡羽数を報告(制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化(1週間に1回以上) ・その他は「ステージⅢ」と同対応